

国分寺市公民館運営審議会市民公募委員募集要項

国分寺市には、市内に公民館が5館あり、市民の方々に広くご利用いただいています。地域の学習や文化活動の拠点として、市民の方が使いやすく役に立つ公民館運営を行うために、社会教育法に基づく館長の諮問機関として「国分寺市公民館運営審議会」を設置しています。

つきましては、国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例第8条（委嘱）に基づき、第6期国分寺市公民館運営審議会の12人の委員の内、市民の皆様から2人の方を公募いたします。

公民館運営審議会の内容や応募に関することについては、以下のとおりです。

公民館運営審議会の設置について

公民館運営審議会は、社会教育法第29条及び国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例第7条に基づき、国分寺市の公民館の運営に関し、館長の諮問に応じ、必要な事項を調査審議し、その結果を館長に答申します。

公民館運営審議会の組織について

国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例第8条に基づき、次に掲げる委員12人以内をもって組織します。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 公募により選出された市民 | 2人以内 |
| (2) 公民館利用者 | 5人以内 |
| (3) 学校教育の関係者 | 1人以内 |
| (4) 社会教育の関係者 | 1人以内 |

- | | |
|------------------------|-------|
| (5) 家庭教育の向上に資する活動を行うもの | 1 人以内 |
| (6) 社会福祉関係団体の代表者 | 1 人以内 |
| (7) 学識経験のある者 | 1 人以内 |

委員の任期について

国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例第 9 条に基づき、委員の任期は 2 年です。委嘱は、令和 7 年 7 月を予定しています。

市民公募委員応募資格について

国分寺市に住所を有する満 18 歳以上（令和 7 年 4 月 15 日現在）の市民の方。ただし、現在国分寺市の他の附属機関の公募委員をされている方を除きます。

応募方法について

募集期間（令和 7 年 4 月 16 日（水）から 4 月 28 日（月）（必着））までに、「人と人をつなぐ地域と公民館の役割」を論題として、A 4 版用紙で 1,200 字以内に作文をまとめ、住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、本多公民館へ郵送・E メールまたは直接提出してください。（必要でしたら、別紙「国分寺市公民館運営審議会市民公募委員応募申込書」をご利用ください。）

《提出先》

〒185-0011 国分寺市本多 1－7－1 国分寺市立本多公民館

電話：042-321-0085

E-mail：honda-kouminkan@city.kokubunji.tokyo.jp

作文について

提出いただく作文は、論旨を明確に記述してください。

なお、提出いただいた作文につきましては、市が保有する公文書となりますので、お返しすることはできません。そして、情報公開請求の対象にもなりますので、ご承知おきください。

市民公募の委員の選考等について

作文の審査と市民公募委員の選考については、国分寺市公民館運営審議会市民公募委員選考委員会で行います。選考結果は、応募者全員に連絡いたします。

国分寺市公民館運営審議会市民公募委員応募申込書

令和7年 月 日

フリガナ	
氏 名	
年 齢	歳 令和7年4月15日現在
現 住 所	〒185－ 東京都国分寺市 電話番号 ()